地方豪族と玉造部

―大化前代の地方の政治勢力 (三)―

下出積與

一、問題の整理
二、碧玉製品の意味
三、いわゆる職業部の部民
四、玉造部と中央豪族
五、玉造集落と地方豪族
　1　宗我部以下の一四氏
　2　阿刀以下の五氏
　3　角鹿直・生江臣・阿須波臣
　4　品遅部公と三国公
　5　江沼臣
むすび――玉造遺跡の歴史的意義――

部民の研究を通じて、大化前代の中央と地方の関係を追求しようという試みが、近時、貪欲なまでに行われている。しかしこの場合、部民一般を考察の対象にするものが多い。また特定部民をとりあげても、部の構造的変遷とか分布問題などに重点がおかれていて、伴造制を通しての支配構造、ことに在地におけるそれにまで追求の手がのびて

いない現状である。これには種々の理由があるが、文献的史料の稀薄または欠如ということが根本的理由となっている。

ところで、部民の盛行する時期は、考古学においては古墳時代と把握されていて、その研究の進展はめざましいものがある。だがこの両者の間隙を埋める努力は、残念ながら、今までのところあまり活潑というわけにはいかない。昨年、西嶋定生博士は「古墳と大和政権」[1]なる論考を発表されて、この問題に大胆なアプローチを試みられた。かねて博士と同じ方法論を考えていた筆者は、そのささやかな私見を一昨々年以来の小論に試みてきた。ここではその続篇として、最近考古学界において注目を集めている石川県加賀市片山津町の玉造遺跡に対象を求めて、大方の御叱正を仰ぎたいと思う。[2]

〔註〕

(1) 岡山史学一〇号

(2) 石川県加賀市片山津町の玉造遺跡は、島根県八束郡玉湯村、新潟県佐渡郡新穂村の遺跡について、一番新しく学界に紹介されたところである。このうち佐渡の玉造遺跡は、弥生式時代に比定されているから一応別問題としても、島根県と石川県のは、ともに古墳時代のものとされている。そして島根県の遺跡は、後世のものではあるが多少文献的な追求も可能であり、また地名や所在の神社などからも、ある程度の研究は可能であるが、片山津遺跡は、文献的にはもちろん、地名・神社など一切のものがほとんど皆無に近い。その意味において、史学の常識からいうならば考察外におかざるを得ない状態にある。

それをあえてここでとりあげたのは、この遺跡の発掘調査は、考古学界でこそ非常な注目を浴びたが、紹介されて日も浅く報告書の刊行をみないせいもあって、史学界においては、井上光貞博士がNHKの座談会（昭和三六年二月一五日教育テレビ）で触れられたとか、明治大学の遠藤元男教授が現地を訪ねられたことがある程度で、古代史家の本格的なとりあげ方はまだほとんどない。地理的に近いところにいる史学専攻者の一人として、筆者にはなんらかの形でこれを紹介する義務があると考えた。このことが考古学の門外漢であり、ことに大化前代の社会経済史に暗いことを充分自覚しながらも、臆説同様の試見を提出することに踏み切らせた次第である。要は、本遺跡の古代史上の重要性さえ目にとめていただければ、この上ないことと思っている。

一　問題の整理

片山津の玉造遺跡には、文献的史料は全くない。わかっているのは、考古学上の資料のみである。まず最初に、筆者の不充分な理解であるが、今までに明らかにされた考古学上の知見を、筆者なりに整理すると

一、発見された遺物は碧玉製品が中心である。すなわち、管玉・鍬形石・紡錘車・石釧・車輪石・合子などであって、多くの完成、未成品を含み、管玉のごとくその製造工程がかなり詳しく跡づけられる。

二、碧玉製品以外では、少数であるがオパール・ヒスイの曲玉、黒耀石の石鏃がある。原材としては碧玉のほかにオパール・ヒスイ・瑠璃・水晶などが発見されている。そのほか、多数の土師器・須恵器も発見されている。

三、発堀または確認された住居址は現在まで三七個の多数にのぼる。隅丸長方形の竪穴式住居であって、工作設備と認められるものが各戸に存在している。同時に炉跡も発見されているので住居兼工房であったと推定されている。

四、工房専用のものは確認されない。また住居専用であったと思われるものもない。とともに製品貯蔵所のような特殊な用途にあてられたと思われるもの、階層の上下を推定させるような住居址は発見されておらない。(1)

五、碧玉製品や出土土器の編年から、古墳時代前期の玉造集落遺跡、すなわち早くみる人は四世紀後半、いかにおそくみても五世紀前半の遺跡であろうと推定されている。(2)

だいたい以上のようであるが、その一々の検討は筆者には不可能であるので、ここではこれを与えられた条件として、本遺跡の性格を政治史的な面から考えてみたいと思う。

〔註〕

(1) 発堀調査されたものについていえば、一般の竪穴住居址よりはやや大形であるということである。

(2) 新潟県佐渡の新穂遺跡は弥生時代、島根県の玉造遺跡は古墳時代後期のものであるが、その管玉攻玉法をみると、前者から後者への推移の中間的なものに本遺跡の管玉攻玉法が位置しているように思う。この点からいっても、本遺跡は絶対年代はともかく、古墳時代中期を溯るものとしていいであろう。浜田耕作博士「出雲上代玉作遺物の研究」京大考古学研究報告一〇、計良由松・椎名仙卓「後期弥生式文化の攻玉法」考古学雑誌四七ノ一参照。

二　碧玉製品の意味

この遺跡から発見された遺物の中心をなすものは、いわゆる石製品とよばれる碧玉製腕飾類や合子・紡錘車・管玉などであることは改めていうまでもない。

ところでこうした碧玉製品は古墳時代前期のものであるということから、この遺跡の付近に、これを副葬品とする前期古墳の存在を予想する人がある。つまり、玉造遺跡がある以上、ここで玉を造らしめたものが、その近くにいなければならないとするのである。(1)

碧玉製腕飾類の一つである車輪石の原型ではないかと推定されているカサガイ製貝輪を模した貝製品が出土した福井市足羽山公園の茶臼山古墳が、加賀よりの越前国内であることを考えると、この推定も一応可能性があるように思える。しかし大事なことは、加賀に前期古墳が存在したかどうかということではなくて、誰がこの玉造集落を支配していたかということではなかろうか。すなわち加賀に碧玉製品を副葬する前期古墳がかりに発見されたとしても、それでもって直ちに、その被葬者の豪族がこの集落で玉を造らせたとは断定できないということである。

なるほど管玉は縄文式時代から使用された服飾品であり、碧玉製のものは弥生式時代から作られ、古墳時代になるとことに盛行した。その形状からいってもまた用法からみても、他の石製品より比較的簡単にしかも多量に、各地で作られたと思われる。したがって地方豪族層においても、自己の使用するものを支配下のものに作らしめたと考える

ことはある程度可能であろう。また交易品として作らしめたということも充分考えられるところである。しかし鍬形石・石釧・車輪石の碧玉製腕飾や合子などを管玉と同一に論ずることはできない。これらのものも、その当初においては服飾品であり実用品であったのであろうが、本遺跡で発見されるような碧玉製品になると、その本来の意味を遠くはなれて、宗教的・呪術的な用途をもつ器物に機能を変化していた。そしてこのことが古墳時代前期の石製品の特色であるというのが考古学上の通説であることはここに改めて揚言するまでもない。ところで宗教上の神聖性がそのまま政治上の権威に直結する古代社会―ことに四・五世紀という時代を考えてみれば、これらの器物にその機能が認められるということは、ある権威がこの器物の裏打ちをしていることを予想させる。つまり各地の豪族が自由に作ることによってその器物を権威の象徴として使い得るほど、このころになれば社会は単純でない。地方の首長が自らの手で作ったものに権威づけを行って、それで充分な効果を発揮させ得たほど孤立的な社会ではなかった。これが地方首長の威儀をととのえるものであり得たのは、首長自身以上のなんらかの権威が、その器物に含まれていたとしなければならないであろう。

この場合、想起されるのは、この種の碧玉製品の分布の問題である。そしてそれは近畿地方を中心とした西日本であり、その密度は畿内に近づくにしたがって稠密であるという。[2] このことは、ある中心があって、そこから各地に配布されたことを示すものといえるであろう。したがってある中心から配布されるということに重大な意味があるということになる。いいかえるならばこれらのものは、たとえ地方で作られたにしてもそれだけでは充分でない、なんらかの形でそれが中央に集められ、中央から改めて、地方の首長の意志でなく、中央自身の意志によって、地方首長に配布された時に、はじめて完全な意味をもつということではなかろうか。この推定が大過ないとすれば、片山津の玉造集落で作られた腕飾類は、ここにある限りは宗教的権威＝政治的権威の器物とはなり得ない。それが中央に運ばれ、中央の手から地方に配布されるという手続きを通じてのみ、これに権威が付加される。つまり器物そのものが権

威の根元ではなくて、中央にその権威の源があったわけである。

このようにみてくると、この集落が合子や鍬形石などを作ったのは事実であるが、果してそれはこの地方の豪族が自らの意志で自らの用に供せんがために作らせたものとしていいであろうか。という意味は、この遺跡の発見が、当地方に碧玉製品を副葬する前期古墳の存在を予想させる必然性をもつものとするのが果して正しいかということである。またかりに発見されたにしても、それを直ちに当集落の製品とする論理は成立しないのではなかろうかということである。

玉造集落の存在したことは事実である。しかしその時期が四世紀末から五世紀前半と推定される以上、この三七戸から成る集落は、各戸の共同の意志で自由に製作し、その製品の交易によって生活を築いていた自由な独立した集落であったとはまず考えられない。この集落を管理していたものが必ず存在していたはずである。しかし管理者即製品の使用者ではない。前者と後者は厳密に区別しなければならない。(3)

〔註〕

(1) たとえば「加賀には前期の古墳は無いとされていたが、この玉造遺跡は古墳時代前期におびただしい石製品の製造を行っていたのであるから、将来加賀にも合子や鍬形石を副葬した古墳が発見されるかもしれない。」（中口裕「玉造遺跡調査略報」昭和三五年）という論などがある。

(2) 図解考古学辞典「碧玉製腕飾・石製合子」、小林行雄「初期大和政権の勢力圏」史林四〇巻四号

(3) 勾玉についてはとくに触れなかったが、これが祭祀に関係するものであることは碧玉製品と同様である。その機能は碧玉製品ほどではないにしても、同一範疇に属するものとしていいであろう。

三　いわゆる職業部の部民

碧玉製腕飾や合子のような碧玉製品は、それが宗教的・呪術的な用途をもつ器物であるという点からだけみても、

他の服飾品類とはよほど特殊な意味をもつものであるということは既に触れたところである。しかも初期の大和政権を象徴すると思われる三角縁神獣鏡の分布圏とほぼ一致するという考古学上の知見も、ますますこのことを強調するわけである。とともに碧玉製腕飾類の一である鍬形石については、鏡と同じように伝世に近い現象があったと考えられるという見解があることを思うと、[1]これについての政治的な意味の解釈が、結局玉造遺跡の本質を追求する捷路であると考えられてくる。[2]

ところで玉造部は、その名からも分るように一つの部民である。部民については大化前代の重要問題としてかなり以前から多くの先学の研究があり、また小稿の主題そのものでもないのでここでの詳論はさけ、ただ行論の必要範囲で触れておきたいと思う。

玉造部は、いうまでもなく玉を作るという職能から名づけられた部民である。ところで玉は服飾品である以上に祭祀に関係するものであるということに注意しなければならない。すなわち玉は材料その他において輸入にまったものがあるかもしれないが、玉そのものは祭祀を通じて氏姓制の本質につらなるものである。したがってこれの製作は本来氏族のもっている権能の一つであって、その系譜を外国にひくものと考えるべきではなかろう。かりにその始源において製玉技術を海外から伝えたことがあったにしても、少くともいわゆる氏族制の社会が日本に形成されてからは、これは氏族固有の権能として作用したものと考えてよかろう。という意味は、四世紀後半の大和政権の朝鮮進出を契機として編成された部制と、玉造部は直接の関連をもつものではないということである。これは四世紀末以前から日本の社会に存在していた、いわゆる部の一つであるということである。

井上光貞博士にしたがえば、百済の部制を母胎として形成された職業部は、悉く帰化人から構成されており、その職能も当時としては帰化人しかできないものであった。[3]しかし玉造部はそうではないのだから、その部民は帰化人ではない。またその技術も外来でなく、日本古来のものとすべきであろう。三世紀において邪馬台国から魏に献ぜられ

た生口について

生口は一方に奴婢百余人の殉葬が行われているのであるから、単なる奴婢とは考えられず、おそらく同時に献ぜられた珠玉、錦布と関連させて考うべきものではなかろうか。即ち珠玉とともにこれを研磨する特殊技芸者を副えつかわしたものと考えるのである。端的にいえば、玉造部や縫部の前身に当るものが考えられるべきではないかと思うのである。

という見解が、林屋辰三郎氏によって提出されているのは、この点からも注目しなければならない。[4] しかし彼等玉造人は、彼等よりははるかに高度の技術を身につけていた帰化系の職業人ですら独立し得なかったことを思うと、当然独立の特殊技芸者ではなく、基本的には農耕にたずさわる共同体の成員であったと思われる。農耕が本態ではあるけれども、玉造という職能でもって特徴づけられる共同体の生活をしていたものであろう。そして製品を、直接にはその共同体の首長に提出し、共同体の首長はそれぞれの権力関係にしたがって上級の支配者に貢納していたものと思われる。

ところで、こうした本来の部＝トモは、新しい型である帰化系部の成立によって、等しく部民制という組織に再編成される。そして五世紀においては、部はすでに単なる職能組織ではなく民衆一般の存在形態たる段階にまで進展した。[5] しかし後者が大和朝廷と原則的に上番制でつながり、それぞれ中央の官司に所属したのに対し、前者は製品の貢納によってのみつながっていて、両者とも本来の共同体を基礎にしているという点には大した変更をみなかったようである。ただ後者の方が直接の首長に対しては、隷属度が強化され、その私民＝部曲化して行くことは否定できなかった。

ところで、こうした部の所属関係は、まず地方に起って中央に及ぼされたのか、あるいはその逆であったのか。直木孝次郎氏はまず皇室直属部民が成立し、ついで中央の豪族から地方の豪族へと波及したのではないかとされている。[6]

思うに支配関係の第一次の成立は、個々に地方において発生したであろうが、職業部民のごとき手工業製品の貢納という機能をもつものは、自給自足の段階の社会においては考えられない。ある意味においての国家的需要の拡大がなければ、こうした必要が起らないであろう。したがって農耕を基本とする共同体に対して、特定の手工業生産の貢納が強制されるということは、国家体制が整備されることによって、中央の儀制が格段に整えられ、奢侈品をも含めて農耕産物以外のいろいろのものが必要になったことである。玉や鏡のごとき祭祀と権威につながるものは、その典型的なものといっていい。かかる段階は日本においては大和政権の成立以外には考えられない。この意味において、筆者は直木説を支持したい。

このようにみてくると、同じ玉造の遺跡であるが、弥生時代に比定される佐渡と、四・五世紀に考えられる片山津とは根本的に性格が異るものとしなければならない。ともに碧玉製の管玉を多く出し、本来の攻玉技術をもつという点では一致するが、片山津が碧玉製腕飾を出したということで袂を分つ。すなわち片山津の玉造遺跡は、中央の手工業生産に対する支配体制に組みこまれたものであることを表わしている。三七箇の住居址がほとんど戸内に作業場を有していることは、手工業生産がここで行われたので、住民が交代で上番し中央の官司において製作にしたがったのではないということを示す。[7] とともに戸内に炉があり、生活用具としての土師器が多量に出土することは、ここが工作所としてだけ存在したのでなく、彼等の日常生活の場であった。つまりここで共同の村落生活を営んでいたのであったということも表わしている。

約言するならば、片山津の玉造集落は、大和政権の支配下にあった、トモの発展した形である職業部の玉造部民が共同生活を営んでいた集落址であるということになる。そしてその年代は考古学の知見によれば四世紀末から五世紀前半ということになるのである。

筆者はここに玉造部を想定した。もしこの想定に大過ないとしたならば、いったい彼等を直接に管理したものは誰

なのかということが当然問題になる。

〔註〕

（1）小林行雄「鍬形石の研究」日本考古学協会彙報別冊2。筆者もこの見解に賛成したい。

（2）というのは、かかる宝器的な器物は、自由に製作されたものでなく、通説にいうごとく、その配布権者は畿内にあった。そして傘下に加わった地方首長に対する一種の権威的象徴として（与えられた地方首長にとってはこれは中央の権威の象徴であり、地方の民衆にとっては当該地方首長の権威の象徴となる。こうした二重の機能をもっていたものと思う）これを与えたとせざるを得ないからである。したがって畿内にある配布者の政権は、この種の宝器を製作する機構――それが中央、地方のいずれに所在しようとそれはこの場合問題ではない――を既に自己の手中に所有していたのではないかと考えられる。この推定に大過がないならば、八世紀以後の文献に、玉造部とか鏡作部としてあらわされているものが当然問題としてとりあげられねばならない。

（3）井上光貞博士「部民史論」一七一八頁

（4）林屋辰三郎「部民制の成立」西田先生頌寿記念日本古代史論叢、五三〇頁

（5）井上博士・林屋辰三郎前掲論考、直木孝次郎「部民制の一考察」（北山茂夫編「日本古代の政治と文学」所収）等参照。

（6）直木前掲論文

（7）この点は、中央に玉造を所管する官司がない点からも明らかである。

四　片山津玉造部と中央豪族との関係

玉造部のごとき在来の技法による職能を中核として成立する部民について、井上博士は次のように規定している。すなわち、このタイプの品部は、地方において家をなし村をなし自営していた農民であって、その各々の集団ではその長がこれを管している。それは中央の豪族に隷属しており、その豪族は広義の伴造として朝廷の仕事を分掌し、品部は伴造の分掌する職能に対応するような特殊の物産を貢納した。そして品部は事実上、伴造の氏の私民と区別され得ないというのである。(1)

ところで片山津の玉造遺跡をみると、その所在地は加賀南部の柴山潟に臨む平坦な台地上であって、律令時代の当初の行政区画によれば越前国江沼郡内であり、大化前代の江沼国造の地域に含まれるところである。畿内東辺地域の北端であって、五世紀ごろでは一応辺境に近いところと考えていい。中央地域でないことはもちろん、瀬戸内のように直接中央と密接な関係のある地域というわけにもいかない。いわばこれは純然たる地方と規定できるところである。発掘された住居址には専用の工作場であったと思われるものはない。そこに住居しながら玉の製作に従っていたとしか考えられない。つまり玉造人たちは家をなしていたわけである。しかもここで発見された住居址は一、二にとどまらず三七戸の多数にのぼる。この数は今後の調査によってさらに増える可能性がある。しかも各戸の位置は離れておらず、全体としてこれらの住居址は密集しているとすらいい得る。正しく玉造人はここで一大集落・村をなしていたのである。さらに精密な考古学的調査を経た住居址を農耕集落の住居址と比較した場合、やや大形であるという点を除いてはほとんど相違のない竪穴住居であるという。この調査に基く限り、玉造集落の住人たちも、やはり農耕に従事していた農民であったと考えざるを得ない。ただ純然たる農耕集落と異る点は、農耕で生活を支えながらも、碧玉製品という特殊の物産の製作に従事し、それを貢納していたということだけである。このようにみてくると、井上博士が文献的方面から厳密に帰納された結論のうち、「地方において家をなし、村をなし自営していた農民であって、特殊な物産を貢納していた」ということが、この遺跡によって、はっきり実証されたということになるであろう。

のこるところは、「集団を管理していた長がおり、またこの集団は中央の豪族に隷属していた」ということだけである。[2] しかしこの点について遺跡は、全く黙して語らない。したがってここでは井上説を手引にして考察を進めていくよりしようがない。

玉造部の伴造は玉祖連・玉作連である。玉祖連は天武朝の八色姓で宿禰を賜り（天武紀十三年条）玉祖宿禰となった。この両者が中央豪族の一つとして、大和朝廷の伴造になった時期は正確には不明である。しかし彼等が祖神と仰

ぐ玉屋命は、記紀によれば天孫降臨に際して瓊々杵尊に随従した五伴緒の一である。そのほか八坂瓊勾王を作った天明玉命とか（神代紀一書）、櫛明玉命や豊玉（神代紀・一書）などを祖とする説もある。そのいずれをもそのまま史実とすることはできないが、必ずしも全面的に作為されたというわけにもいかない。むしろ伝承の内容からいって、少くとも玉祖連・玉作連が皇室と関係をもったのは非常に古くからであるということは信じてもいいであろう。このことはまたその職掌が国家の始源的形態である神政国家の中核である祭祀に重要な機能を果す玉に関係するものであるということからも支持されるであろう。だから彼等が大和朝廷内の豪族となったのは、倭の五王に代表されるような国家権力が既に確立した五世紀より以前と考えてさしつかえあるまい。いいかえるならばむしろ皇室が大和朝廷として統一日本形成の第一歩をはじめた当初から、もしくはそれに非常に近いころから、その支配下にあったものと考えるべきであるかもしれない。とにかく玉祖連や玉作連は、片山津玉造遺跡の比定される四世紀末から五世紀前半のころには、既に全国の玉造部を管掌する大伴造の地位にあったものとして間違いないであろう。

しかし彼等は、すべての玉造部を直接に管理していたかどうか疑問である。おそらく各地に散在する玉作部には、それぞれ当該地方のみを管掌する小伴造があったであろう。そしてその小伴造が大伴造たる中央の玉祖連・玉作連にそれぞれ所属していたのではなかろうか。なかには祭祀という機能を通じて中央の忌部首[3]か中臣連に隷属しているものがあったかもしれない。このことは、土佐に玉作造があって奈良時代では地方豪族として現われているのが、おそらく土佐玉作部の伴造であったと思われることや（正倉院文書天平宝字六年「右大舎人少初位上玉作造子綿」）、仁賢紀に「王作部鯽魚女」（六年条）というのが摂津玉造の部民と考えられることからも推定される。要約すれば玉祖連・玉作連（中央）→玉作造（地方）→玉造部（部民）という隷属関係を設定できる。なおこのことは玉造部と同じタイプの部民である山部についても山部連（中央）→山部直（首・公）→山部、海部は阿曇連（中央）→海部直→海部という隷属関係にあったことからみても支持されるであろう。[4]

以上のように推定できるとすれば、片山津玉造集落の部民が所属していた中央の豪族は玉祖連ということになる。とすれば部民制においては、地方に所在するものはその職能か伴造の名を冠するのが常であるから玉造に直接間接に関わりをもつ氏か地名か神社かなにかがこの土地に関係してあってよいはずである。事実この玉造においては、これを名とする氏や地名や神社は全国各地においてかなり多く検出されている。[5] しかし残念ながら加賀においてはもちろん越前においても、これを名とする豪族や人名は、平安時代までに成立した文献からは見出すことはできない。また玉祖連の祖神伝承においては玉屋命・豊玉・天明玉命・櫛明玉命など諸説があるが、たとえ氏名は玉造に関係がなくても、このいずれかの神と関わりをもつ伝承を有する氏も同様に発見することはできない。

神社の場合はどうか。加越両国に所在する古社はかなり多い。延喜式内社だけでも一六八座一五七社の多数に上る。もちろんこのすべてが五世紀以前に起源を発するというのではないが、そのころの祭祀から系譜をひく神社がこの中に含まれるという可能性は一番高い。逆にいえば式内社以外の古社には、その関わりをいま問題としている時期に求め得るものがほとんど無いといってよかろう。その意味から式内社を調査しても玉造の祭祀に関係があると思われるものは皆無である。[6] 強いてあげれば越前国敦賀郡の玉佐佐良彦神社だけである。しかしこの所在地は片山津玉造集落から最遠の地点にあたる。これを関係神社と仮定しても、何故にこうした遠方に玉造集団の祭祀と秩序の中心を求めねばならなかったか説明がつかない。それにこの神社が、かって同国坂井郡か加賀国江沼郡内にあったのが移動したのだという証拠もなければ、このような大移動をしなければならぬような理由も見当らない。さらに大事なことは、ここにあらわれる玉は玉造に関係する玉ではなくて、佐々良彦神の美称であることは改めていうまでもなかろう。冠辞であるとするならば珠玉の玉ではなく、霊魂の「タマ」とするのがより妥当である。したがって、どちらにしても玉造の祭祀とはまず関係のない神社と断定して差支えあるまい。

地名はどうであろうか。記紀などの文献にこの地方の地名はそうあらわれていない。そしてそれらの中に関係が推

定されるものは一つもない。和名抄にみえる郷名もすべてが大化前代のものといえないにしても、ここにない郷名で大化前代に溯ると思われるもののないことも式内社の場合と同様である。ところが残念ながらこの郷名にしても関わりの痕跡すら発見することはできない。玉戈郷というのが加賀国加賀郡にあるが、この玉は戈の美称である。加賀郡は玉造遺跡のある江沼郡の隣郡であるが、この郷は相当の遠距離で直接の関わりを求めることは困難である。また ここに玉造があったという証拠もない。玉佐佐良彦神社と同じように、これもやはり無縁のものと断定してよかろう。

このようにみてくると、玉造集落こそ存在しているが、他の多くの地域でみられるような人名・地名・神社名のいずれから考えても、ここに玉造部の存在を証明するようなものを見出すことはできないということになる。このことは大伴造たる中央豪族の玉祖連などとの関係を直接立証できないことを意味する。もちろん史料の稀少性ということを条件にいれるならば、ないからといって伴造との関係を否定することはできないが、少くとも玉祖連などとの関りについては消極的にならざるを得ない。それならば、加賀越前の地方豪族でこの集落を管理していたものがあったのではなかろうか。それがなんらかの事情で小伴造の機能を代行していたのではなかろうか。こういったことも考えられるであろう。次にはこの方面に視点をむけてみたい。

〔註〕

(1) 井上博士「部民史論」九頁

(2) 玉造部は官司に所属するタイプの部でないことは前述したところである。だからここでは中央の豪族だけが問題となって、官司は問題とならない。

(3) 天武九年（六八一）に連、同一三年（六八五）に宿禰

(4) 「部民史論」八—九頁

(5) 太田亮博士姓氏家系大辞典「玉作・玉作部・玉祖」、吉田東伍博士「日本地名辞書」

(6) 玉祖神社はもちろん、他の地で関係社としてあげられている玉作湯神社・櫛玉命神社・玉造神社・矢田間神社・羽玉神社・玉作水神社などと類似するものも一社もない。

五　片山津玉造集落と地方豪族との関係

1　宗我部以下の一四氏

史上にあらわれる越前国在住の有姓氏はかなりの数に上る。これらは一応、地方豪族層を構成するものとしてよかろう。ただ当地方の大化前代の地方豪族については、別稿で論ずる予定なので詳しくはそれに譲るとして[1]、ここでは専ら当面の問題に関わりをもつものに限定する。

ところで周知のごとく加賀国は平安初期に越前から分れて建置されたもので、すべて越前の地方豪族として扱うべきであるが、ここでは叙述の便宜上、越前と加賀に分けて考えてみる。大化前代の越前の豪族として主要なものは三国国造としての三国公と品治（遅）部君、角鹿国造としての敦賀直をはじめとして生江・足羽・阿刀・道守・佐味・秦・猪名部・刑部・春日部・藤原部・出雲部・私部などがある。加賀の豪族としては江沼国造としての江沼臣、加賀国造の道君のほか財臣（江野財臣・矢田財部・財部造）、膳臣・三枝部・酒人部・丈部・大宅部・宗我部・百済公などが主なものである[2]。

宗我部はいうまでもなく蘇我臣の部民である。蘇我氏は中央の大豪族であるが、その頭角をあらわすのは六世紀以後で、それも伴造系豪族としてよりも官司系豪族としてであった。伴造の要素があるとしても、それは帰化系職業部を中心としている。したがって四・五世紀に推定される非帰化系の片山津玉造部とは時期的にも性格的にも無関係と考えてよい。

出雲部は出雲国造の出雲臣の部民である。出雲を中心に京師・備中・筑前・丹波・山城・越前等に分布していて、

必ずしも越前が中心であったり、ここのみに稠密であったわけではない。しかし、さきの宗我部とは違って、奈良時代には出雲部赤人のようにこの部出身のものが足羽郡の主政・主帳を勤めていることをみると、[3]かっては、かなり大きな部民集団が存在していたのではないかと思われる。ところで冒頭で触れたように出雲には玉造遺跡はあるが、それは六世紀以後のものである。本拠地ですら六世紀以後であるのに、いかに海路の便があるとはいえ遠く離れた越前の地でその二世紀近くも前に、玉を作らせるであろうか。また出雲はたしかに独立国であった時期が長かったが、その支配権が越前まで伸びていた明証はない。したがって玉造部はその時の名残りが五世紀ごろまで残っていたものとはまず考えられないのではなかろうか。

秦氏は帰化人である。玉造部は帰化系の職業部でないから、秦氏が関与するはずがない。猪名部は秦氏と族的結合にあったというから、[4]これも除いていい。加賀の百済公も同じように考えてよかろう。

春日部は安閑天皇の皇后春日山田皇女の名代である。安閑は継体天皇をついだので北陸に縁は浅くはないが、その時期はいかに早くみても六世紀前半を溯らない。名代としては加賀に三枝郷のあるのを和名抄にのせることから三枝部のあることが推定されている。しかしこれも書紀や姓氏録の通りであったとしても六世紀初葉である。[5]

三国公は天武朝の八色の姓では真人を賜わり、世々三国の国造を出したと思われる越前きっての大族であるが、その先を継体天皇の皇子、椀子王に発するということで諸書一致している。[6]とすればこれも六世紀以後のこととなる。[7]

加賀の膳臣は天皇近侍の勢力氏族である。しかしこれが江沼郡にはいるのが欽明朝というのは大体信じていいから（欽明紀三一年）、六世紀後半であって、主題の時期よりかなりおくれるから除外していい。

正倉院文書の天平十二年（七四〇）の越前国江沼郡山背郷計帳[8]にみえる名から類推される酒人部は、酒人君が伴造とされている。酒人君は応神天皇の孫意富富杼王から出て近江を本拠とするといわれているから、時間的にいえば五世紀に既に栄えた豪族である。しかし酒人部の職能は酒部と同じく醸造を業とする職業部というのが通説だから、玉

造と結びつけないのがいいであろう。

同じ郷計帳から類推される丈部は丈部臣・丈部直・丈部造などが六国史に散見するから部民―伴造に間違いない。その系譜は明らかでないが、漆部と同じであろうから、おそらく土器の製作を職能としたものであろう。少くとも玉造とは関係がないものと思われる。

また大宅部も同じ計帳にみえるが、これは大宅すなわち屯倉におかれた部民であることはいうまでもない。屯倉は田地を主体とするものであるからその部民は田部であって職業部ではない。屯倉には皇室直轄領の土地でなく、地方の単なる課税地区を意味する場合もある。そうとすれは田部と限らないことになるが、この型の屯倉の成立は官司制のかなり整えられてきた六世紀後半以後ということが明らかにされている。[9] したがってここの屯倉が五世紀ごろのものとすれば田部だけを考えておけばいい。とすればこれにも玉造部と直接の関連を求めるわけにはいかない。[10]

加賀の大族に財氏がある。古事記には江野財臣として江沼国造にあてるが、江沼にそうこだわる必要はない。この氏は他に財臣・財部・財部造・矢田財部と散見するので、[11] 部民・伴造ともに当地に蕃衍したようにみえる。また財の字義から宝器としての玉と所縁があるようにも思える。しかしこれは舒明天皇の皇后である宝皇女の名代から出た名にすぎない。したがって設定時期は七世紀に降る。さらに財部造がこの地方の小伴造に相当すると思われるが、これは現地族長と考えられないという説もあるくらいであるから、[12] ここでは問題外にしてよかろう。

加賀国造の道君は江沼臣とならぶ大族である。しかし国造というのは、伴造が職業部を管掌するに対して、田部を支配するのが一般であった。さらに欽明朝の高麗使来朝に際してとった道君の反朝廷的行動からみて、いかがであろう（欽明紀三一年条）。六世紀のこの行動は、この時に突如として起ったものではなかろう。少くとも四世紀後半ごろの皇室直属部民の地方管理者から大をなした豪族であるならば、こうした行動にでることは理解できないし、第一、朝廷と最も疎縁な地方首長に与える君という姓がつくはずはなかろう。地理的にみても、親朝廷的な江沼臣の本

拠地の真只中にある玉造部を管理したというのは無理である。

さらに、加賀越前を問わず、北陸一帯にひろがった阿部氏という大族がある。記紀によれば、阿部氏は四道将軍の一として北陸に派遣された孝元天皇の皇子大彦命の系譜をひくことになっているが、これを史実と信ずるわけにはいかない。そもそもこの氏は氏としての性格が蘇我氏とよくにている。すなわち伴造として品部の首長的性格をもつ旧い型でなく、その勢力の拡大は蘇我氏と密接な関連があるといわれている。そして阿部氏が越の経営に従事したのは、少くとも六世紀を溯らないというのが、現在の古代史学のあげた成果である。[14] これを否定する論がないのであるからこの氏も四・五世紀に推定される玉造とは関係がないということになろう。

このようにみてくると、多くの氏の中で越前では刑部・藤原部・阿刀・道守・佐味・私部・足羽・生江に敦賀直と品治部君の十氏、加賀では江沼臣の一氏が残った。次にはこの各々を検討しよう。

〔註〕

(1) 「大化前代の地方の政治勢力」(一)として金大法文論集に発表予定

(2) これらすべてが地方豪族とはいえず、部民としてあらわれるものを含むが、これには小伴造がいたと仮定して、ここには加えておいた。

(3) 天平宝字六年十二月二部般若銭用帳ならびに天平神護二年九月正倉院文書（大日本古文書(四)二四六・三一六・五四四頁。）

(4) 平野邦雄「秦氏の研究(一)」史学雑誌七〇編三号。越前に現われる秦や猪名部は奈良中期において、その地位は郷戸主やその戸口にすぎない。数もまた一、二である。勢力も小さかったものと思われる。（寧楽遺文下六六五・六六九頁。）

(5) 顕宗紀三年四月条、新撰姓氏録左京神別三枝部造条。

(6) 釈日本紀巻四帝皇系図（新訂増補国史大系五六頁）、古事記中巻応神天皇段、日本書紀継体天皇元年三月条。

(7) 宝亀十一年の坂井郡司解によれば三国公の後裔が大領をつとめている（大日本古文書(六)六〇三頁）。なお、三国公については太田亮博士の異説があるが、これについては後述する。

(8) 大日本古文書(二)二七三―八〇頁。

(9) 坂本太郎博士「大化改新の研究」、井上博士前掲書。

(10) 前掲拙稿
(11) 続日本後紀承和四年十一月条、天平三年越前国正税帳（大日本古文書(一)四二八―三九頁）、天平十二年越前国江沼郡山背郷計帳（大日本古文書(二)二七三―八〇頁）
(12) 原島礼二「古代東国と大和政権上」続日本紀研究七巻六号。
(13) 阿部武彦「国造の姓と系譜」（史学雑誌五九編一一号）
(14) 井上博士「古代の東国」（万葉集大成五所収）、大塚徳郎「阿部氏について」続日本紀研究三巻一〇号・一一号、志田諄一「大化前代の越国について」日本歴史一三五号。

2 阿刀以下の五氏

坂井郡の地方豪族と思われるものに阿刀氏がある。天平宝字元年（七五七）の越前国使解によれば阿刀僧なるものが坂井郡の散仕をつとめている。[1] 散仕（事）とは郡司層の少領クラスに比定されており、事実阿刀僧は当時の坂井郡大領たる品治部君広耳に匹敵する勢威をもっていたようであるから、[2] 坂井郡の大族で、おそらく大化前代の国造級のものと推定してもいいだろう。しかも坂井郡は、玉造遺跡の所在地たる江沼郡の隣郡であるから、一応関係をもつものと考えられないこともない。しかし些細にみてみると阿刀氏の分布するのは越前に限らず大和・山城・摂津・和泉・河内・讃岐・紀伊に及んでいる。そのすべてが同族とはいえないにしても本拠とするところは河内であったらしい。[3] とすれば畿内を中心に広がったものとしなければならぬが、そのいずれの所においても玉造との関係は認めることができない。とともに阿刀氏の出自は饒速日命に発するということに諸書一致していて（姓氏録・天神本紀・天孫本紀等）、物部氏の一派であって阿刀部ならびにその伴造の後裔であると考えた方がよさそうである。阿刀造というのが諸書に散見しているし、それが阿刀連となり（天武前紀）阿刀宿禰と変更しているところをみても（天武紀十三年条）、物部氏につながる典型的な伴造であったとするのは誤りでなかろう。[4] この阿刀部はいかなる職能をもつ部民であったか明らかでないが、少くとも玉造に関するものでなかったことは断言できる。さきに触れたように碧玉製腕飾類が物

部氏には適しいものではなかったし、製玉は物部氏の職能には含まれていない。また阿刀氏は物部氏と関係のない伴造だとしても、稠密に分布する畿内方面に製玉との関係が皆無で、越前だけで玉を作ったと考えるのもおかしい。いずれにしても阿刀氏は除外していいであろう。

足羽郡に道守氏がいる。これは道守村という地名が既に奈良時代からあり、東大寺領の道守荘となっているところからみると、かなりこの氏人のこの地に居住するものが多かったようである。しかし天平神護二年の越前国司解などによると[5]、ほとんど一般の律令農民であって、とてもこの地で大化前代も四・五世紀ごろからの系譜を保っていた大族とは思われない。新撰姓氏録によれば武内宿禰裔と開化天皇裔の二流あることになっているが、その当否は別として畿内を本拠にしていた一族であり、はじめ道守臣といっていたが、天武朝の八姓の制で朝臣になったことを思うと、この氏族の越前への進出はそう古いこととは考えられない。いかに古くても継体朝以後、六世紀を溯らないであろう。したがってこの氏も除くのが穏当である。

丹生郡に佐味氏というのがある。天平年間に少領ついで大領として佐味君浪麻呂[6]、天平神護二年には越前国掾に佐味朝臣吉備万呂[7]があらわれるのをはじめとして佐味公入麻呂・佐味磯成・同磯守などが郷戸主に、隣郡足羽郡にも佐味智麻呂・同広足などが同じく郷戸主としてみえるところから推して[8]、大化前代の国造級である丹生郡きっての大族としてよかろう。左大臣橘諸兄の叛意を密告した功により、従八位上より一挙に従五位下に昇叙され、諸兄の祇承人から越前介・左京亮・安房守を経て、最後には越前守になった佐味朝臣宮守も、この一族と思われる[9]。奈良時代のこうした佐味氏の状況はかつての国造級のものとしてまことに適しい。そして単に国造級という大小の比喩的な意味だけでなく、玉造部のごとき職業部を管掌した伴造出自のものらしくないのである。このことはこの氏の出自や発展様相をみるとさらにはっきりする。佐味氏のもとの姓は君（公）であって、狭身君とも書き上毛野氏の一族であった。上野を中心とする東国から越中・越後にかけて一族が蕃衍している[10]。このように上野のごとき東国を本拠とすること

や、君から朝臣になったのが天武八姓の制によってであることを思うと、この氏が畿内勢力の一翼に参加するようになったのはそう古いことではなかろう。少くとも五世紀前半を溯るとは到底考えられない。おそらく毛野一族が大和朝廷に忠節を誓い、そしてその対東北経略上から北陸が中央に着目されて以後、畿内勢力の一翼として越前に進出してきたものではあるまいか。とすれば佐味氏の越前定着は六世紀以後と考えられる。ともあれこの氏も玉造部を管掌した在地勢力であったとはできないであろう。

ところで刑部・藤原部・私部であるが、これらの部民の後裔と認められるものが奈良時代に散見する。(11) このうち私部は皇后所有の民を指すのであって、従来特定名称をもっていたのを敏達朝に至って私部として定置されたものである。書紀の敏達六年（五七七）条に伝える記事は信用できるから、これの設置は六世紀末期となり、当然ここでは除外していい。

刑部はいうまでもなく允恭天皇の皇后忍坂大中姫の名代であり、藤原部も同天皇の妃衣通郎姫の名代である。允恭朝はいわゆる倭の五王時代でおおよそ五世紀中葉ごろと推定されている。だから玉造部と時間的にはそう破綻をきたさない。そして名代は直接皇室につながるわけであるから、碧玉製腕飾を出すものがその部に指定されるとするのもある意味においてふさわしい。しかし、子代、名代は一般には田部が設定されるのが普通である。藤原部の場合も

先レ是衣通郎姫、居二于藤原宮一、時天皇詔二大伴室屋連一曰、（中略）室屋連依レ勅而奏可、則科二諸国造等一、為二衣通郎姫一定二藤原部一。（允恭紀十一・三条）

とあるように、国造の所管から割出させている。国造は職業部をもたないのであるから、田部が設定されたとしか考えられない。刑部もおそらくその例外ではなかろう。しかも名代は皇族の私有民であるということを忘れてはいけない。皇族自身は皇室内の一員であるが、名代から貢上されるものは、皇室＝朝廷のものとなるのではなくて、あくまでも特定皇族個人のものとなるのである。したがって碧玉製腕飾の製作部が名代になったとすれば、配布権者が天皇

以外にも生ずるという不合理がおこる。とすれば越前の刑部・藤原部には玉造部がそれに設定されたのではなくて、他の部があてられたものとしなければならないであろう。

〔註〕

(1)「寧楽遺文」下六九七・八頁。

(2)茨木一成「散事考」続日本紀研究六巻四号、米沢康「郡司存在形態の一考察」日本歴史一七二号。

(3)「新撰姓氏録」山城神別、摂津神別、和泉神別阿刀連条。

(4)天平三年の越前国正税帳、同五年の越前国郡稲帳（「寧楽遺文」上二三七・二四二・二九二頁）には越前国史生として大初位下阿刀造佐美麻呂があらわれている。

(5)草原郷戸主道守男喰・岡本郷戸主道守床足・同郷戸主粟田鯛女戸口道守乙虫女など（「寧楽遺文」下六六七・九頁）

(6)天平三年越前国正税帳・同五年同国郡稲帳。

(7)「寧楽遺文」下六八九・七一六・七二一頁。

(8)天平勝宝二年越前国司解（「寧楽遺文」下六六二頁）、天平神護二年同国司解（同六六四・六六六・六七五頁）。

(9)続紀天平宝字元年六月、七月、閏八月、同三年五月、同七年正月、神護景雲二年閏六月条。

(10)太田博士「姓氏家系大辞典」。この説はほぼ信用していいであろう。

(11)天平神護二・三年の越前国々司解（「寧楽遺文」下六五六・六六七・六七四・六七七頁）

3　角鹿直・生江臣・阿須波臣

大化前代の越前では三国国以外に角鹿国というのがあった。その国造は角鹿直といい、今の敦賀湾から越前岬あたりまでを版図としていたといわれている。(1)記紀によれば角鹿直は非常に古くから皇室と関係が深く、また気比神宮などを中心に強固な族団組織をもっていたものであるが、当面の問題については、その地理的な関係からだけみても除外していいであろう。

注意しなければならないのは、むしろ角鹿直の一族と推定され、越前の海部を率いていた角鹿海直である。角鹿海

部の本拠はもちろん南越前にあったと思われるが、坂井郡には海部郷があり、奈良時代の同郡少領として海直大食、郷戸主に海万麻呂、得足などがあらわれているところをみると、[2]三国の海岸地帯に相当進出していたものとしなければならない。その時期もおそらく大化前代をかなり溯るであろう。玉造集落は柴山潟を通じて日本海と連絡し三国と至近の距離にある。坂井郡の海部の活躍範囲に充分含まれるわけである。とすれば越前海部の伴造たる角鹿海直が玉造部を管していたということもいえそうである。しかし海部は本来海産物を貢納する部民であって玉造を職掌とするものではない。職掌不明の伴造ならともかく、いかに地理的・勢力的に玉造集落と重なり合うからといって海直をその伴造とすることは不合理であろう。また玉造部が五世紀中葉以後製玉を中止してから海部になったと仮定しても、そのときの伴造がのちに角鹿海直となったとはとても考えられない。とすればこの氏と玉造部を結びつけて考えるのは、まず不可能とすべきではあるまいか。

次にとりあげるべきは生江臣である。足羽郡は坂井郡の隣郡であって、大化前代においては、おそらく三国国に含まれていたであろう。そして生江臣はこの地の大族であった。乏しい奈良時代の史料からだけでも、天平三年から天平神護三年までのわずか三七年間に足羽郡の大領・少領・目代として生江臣金弓・安麻呂・東人・国立・息嶋・長浜の六名、郷戸主や戸口としては生江子公以下八名、丹生郡主政に生江臣積多と数えることができる。[3]中央においても佐渡守になった生江臣智麻呂のごときをみるが、[4]主として在地に発展している典型的な地方豪族ということができる。[5]その経歴からみて、当然大化前代の国造層の一つとしていいであろう。その姓が臣であるところからみると伴造でなかったようである。ところが周知のごとく大化前代の越前は角鹿国と三国国であって足羽国とか生江国というのはない。しかも三国の国造は三国公であって生江臣ではなかった。だが奈良時代の郡領関係の史料から見る限りは、前述の如く生江臣が三国の国造としてもっとも適しい。しかしそうとした場合、三国国造家の中心地と推定される坂井郡に三国公や品遅部君がいて、中心を外れた足羽郡に生江臣が発展したという奈良時代の状勢は少しおかしい。こ

うしてみると生江臣は大化以後、ことに奈良時代になって急激に発展した地方豪族なのではあるまいか。東大寺とこの氏の関係が密接なのもそのように思わせる。また郡中筆頭の大族であるにもかかわらずその氏名が郡名の足羽を負うていないこともなおさらそう考えさせるであろう。とすればこの氏が五世紀以前に出自をもつ豪族で、途中に介在する三国公や品遅部君の支配圏を飛び越えて、かって玉造部を管掌していた時期があったと推定する可能性も少いとすべきではなかろうか。(6)

足羽郡には、いま一つ阿須波臣という豪族がいる。この氏も僅かな奈良時代の史料からだけで、天平三年より天平神護二年の三六年間に足羽郡少領として阿須波臣真虫と東麻呂の二名、同郡の郷戸主や戸口として足羽伯麻呂以下七名、隣郡坂井郡の郷戸主に足羽逆、丹生郡の戸口に足羽小綿女などを認められるくらいであるから、相当の大族であったと思われる。(7)

足羽臣黒葛のように中央で女孺として従五位上にまで叙せられたものもあるが(8)生江臣とならんで主として在地で発展した地方豪族のようである。しかし足羽臣と比べた場合、郡司として同時期に大領になったものもなく、少領以下でその数も少いところをみると、彼よりは劣勢であったことは否み得ない。しかしこのことはおそらく東大寺との関係が生江臣より浅いところから起った奈良時代だけの現象であって、大化前代からそうであったというのではなかろう。(9)むしろ郡名を氏名に負うているところから考えて、大化前代の国造層を形成していたものと思われる。そして出自が不詳のところからみると生粋の地方豪族で、その系譜も五世紀に溯ることは充分考えられる。三国公成立以前に旧三国国で威を張っていた可能性はあるであろう。臣姓であるから純粋の伴造とはできないにしても、そうした時期に大和朝廷より玉造集落の管掌を委任されることもなくはなかろう。(10)しかしこれはあくまでも仮定の上に仮定を重ねた推論である。史料的な根拠は全くない。しかし越前における前期古墳が足羽郡にあることを思うと、全くの妄説として否定し去ることもできないのではなかろうか。

〔註〕

(1) 太田博士「姓氏家系大辞典」角鹿の項、「福井県史」一

(2) 「寧楽遺文」上二四〇頁、同下六八三・五頁

(3) 「大日本古文書」(一)四三二―三三頁、同(四)五二―八・一一一―四・二五〇―二・三五九―六〇・三六六―七・四一六・五四三・五四六・六四六頁、同(五)五四三―四・五四九―五二頁

(4) 「続日本紀」天平宝字三年春正月戊寅条

(5) 岸俊男「越前国東大寺領庄園の経営」史林三五巻二号、同「東大寺をめぐる政治的情勢」ヒストリア十五、竹内理三博士「律令制と貴族政権」I。

(6) 生江臣と東大寺との関係については註(5)参照、また本節の四で述べるように、太田博士の異説を認めて三国公の先の豪族が生江臣であって、椀子王に譲ったのち故地を離れて足羽郡に移ったという類推もできる。しかしこれは余りにも恣意な推測である。またかりにそうとすれば、古事記にはその祖を葛木長江曽都毘古としているのであろうか(孝元天皇段)。椀子王の源流たる応神天皇になんらかの形で結びつけそうなものである。(拙稿「祖先神成立の社会的基盤」金大法文論集哲史篇3)。

(7) 「大日本古文書」(一)四三三頁、同(五)五六一・五六五・五六七・五七八・五八〇―一・五八三・五九四・六四四―五頁、同(六)四五二―三頁。

(8) 「続日本紀」宝亀五年七月己亥・同八年正月癸亥条。

(9) このことは生江臣では生江臣東人は大領就任以前に造東大寺司史生であり、生江臣息嶋は郡目代以前に東大寺使をつとめ、同黒足も寺使であり、生江臣村人が東大寺廻使として越中国まで出向しているなどに比べて(「大日本古文書」(五)五四三・五五一・六五七、同(四)三五九・四一五頁)、足羽臣では写経所雑使・東大寺舎人としての足羽宅成ぐらいしか目につかない(「大日本古文書」(六)六・七五・七八・二六九頁)ことからだけでもいい得るであろう。

(10) 註(6)でみたような可能性がもしあるとすれば、生江臣よりはむしろ足羽臣の方がふさわしい。

4　品遅部公・三国公

品遅部公(品治部公)について考えてみたい。記紀によれば、品遅部は垂仁天皇の皇子誉津別命の名代である(垂

仁紀廿三年十一月条・古事記垂仁段）。とすれば設定されたのは四世紀初頭ということになる。記紀の所伝どうりでないにしても、少くとも品遅部は、白髪部のように天皇の名代でなく皇子のそれであるということは信じてもいいであろう。したがって品遅部公は、越前におかれた品遅部の伴造と考えられる。このようにみてくると品遅部公は年代的には片山津玉造と符合するが、さきに触れた刑部や藤原部と同じく無視していいということになろう。しかし、この氏についてはさらに考えねばならないことがある。

天平宝字二年（七五八）の越前国坂井郡司解や東大寺功徳分施入帳をはじめとする正倉院文書によれば、この氏の本拠は越前国坂井郡であった[1]。しかも奈良時代の郡領にもあらわれ、隣郡江沼にも部民が分布しているところをみると[2]、大化前代から三国の国造層の家であり、かなりの大族であったと思われる。東国などの例でもわかるように、伴造であるから国造でないといえないわけであるが[3]、それにしても「公（君）」という朝廷と最も疎縁な地方豪族の姓であるのは無視できない。名代とすればますますおかしいということになる。もっとも公姓について直木孝次郎氏は、天平五年に品遅部広耳というのが天平宝字元年には品遅部君広耳となっており、主政から大領へと昇進していることを根拠として、天平五年から宝字元年の間において君という姓を獲得することとなったのであろうと推定しておられる[4]。もしそうとすれば公という姓にそうこだわる必要がないこととなるが、天平五年の越前国郡稲帳にあらわれる広耳は公姓を省略していると考えられないこともない。いずれにしても広耳の出自している品遅部公は、越前の品遅部の伴造であって、ある時期からは三国国造たる三国公に匹敵する地方豪族であったと考えて大過ないであろう。そしてさらに考えれば玉造遺跡は坂井郡から至近の距離にある。しかも碧玉原石を産出する雄島をその支配圏内に含んでいたとしていいであろう。こうみてくるとこの氏が片山津玉造部を管掌したという証拠はもちろんないが、さりとて管しなかったとする積極的な根拠も少い。少くともその可能性のある地方豪族の一つとして、一応あげてもいいのではないかと思われてくる。しかし品遅部がいかなる職掌の品部であったかは、今までのところ明らかでない。い

わゆる田部に類するものとするのが穏当かもしれない。またかりに製玉に従っていたと仮定した場合、何故に越前だけが品遅部といって玉造部といわなかったのかということの説明がつかない。後述のごとく製玉はおそくも五世紀前半で消滅しているが、これは製玉という機能が消滅しただけで部落が消滅したわけではない。そのため玉造部とならず品遅部と名づけられたのだという苦しい説明ができないこともない。しかしそうとすればこの品部の伴造は田部の伴造であって、玉造部の伴造では決してないのである。また前述のごとく一皇子の品部が天皇にのみ許された権威を私有し得たのかという不合理も生ずる。さきに可能性を認めてもいいのではないかといったが、考えてここに至れば、品遅部公は遺跡の至近距離に所在する大族ではあるけれども、やはり除いた方がいいであろう。

ところでこの品遅部公に関連して、いま一度考え直さねばならないのは、先に否定し去った三国公である。三国公は継体天皇の皇子椀子王に発するというのが通説であるが、異説が一つある。それは継体天皇が勢力をもちえたのは坂井郡を中心とする三国地方の豪族を地盤としたからで、そのため即位ののち皇子をしてさきの豪族を継がしめて三国公と土地の名を氏名に負わせたのではないか、そのさきの豪族とは継体の母の関係からみて近江から越前に移住していた三尾君の一族ではなかったのだろうか、という太田博士説である。[5] 筆者がこの説を棄てがたいとするのは、片山津遺跡で玉を製作していたのは、六世紀まで継続していなかったとする考古学上の知見が理由である。この知見が正しいとすれば、ここで玉が作られた時期はそう長い間ではない。重なり合った住居址が発見されているから、集落そのものはかなりの期間存続したかもしれないが、碧玉製腕飾の必要がなくなるとともに、この集落は玉を作らなくなった。つまり玉造部としての機能を失っている。そしてこの碧玉製腕飾が日本の社会から姿を消すのが、だいたい継体天皇の登場と期を同じくしている。しかも継体朝の成立は仁徳系の天皇が中絶するという大和朝廷の大事件であった。権威と祭祀の象徴が新しい形に移行するに、まことに適しい時期である。もしも三尾君系のさきの豪族が片山津玉造部を管していたとするならば、部としての性格を変更せしめる新首長として三国公は正にうってつけといえる

であろう。同一の首長が管していた場合に、地名や部名やに痕跡すら残さないほどの転換をこうまで鮮やかにやりえたであろうか。もちろんこれは単なる臆説にしかすぎない。しかし太田博士の異説を認めるとすれば、こうした考え方も成立するのではないかと思う。とすると三国公の先の豪族―必ずしも近江の三尾君の一族と限定できないかもしれないが―にその可能性がでてくるということになる。

〔註〕

(1)「大日本古文書」(四)二五七・三四一・三六四頁、(五)六一八―二六・六五四頁。
(2)前掲「天平十二年越前国江沼郡山背郷計帳」参照。
(3)太田博士「全訂日本上代社会組織の研究」七二三頁。
(4)直木孝次郎「郡司の昇叙について」続日本紀研究五巻七号。
(5)「姓氏家系大辞典」三国国造(五七五八―九頁。)

5 江沼臣

最後に未検討のまま残っているのは、平安初期(弘仁十四年)に越前から分離して加賀国となった地方に所属する江沼臣だけである。この氏も奈良時代の文献からは天平三年に江沼郡主政として江沼臣大海、主帳に江沼臣入鹿、天平五年には同大領として江沼臣武良士の名を認めることができる。さらに同郡山背郷の郷長をつとめているのが江沼臣族忍人であるところをみると、相当の地方豪族であることがわかる。[1] しかも中央においては女孺外従五位下江沼臣麻蘇比の外は紫微中台舎人としての江沼道足級のものしか散見しないところをみると、在地に根拠をおいてそこのみで発展した豪族としてよかろう。[2] しかもその経歴からみて、大化前代の江沼国の国造の家であったことは間違いない。このことは既に欽明朝に加賀国造道君に対抗するものとして、江沼臣裾代が活躍していることからも明らかである。[3] そして奈良時代の江沼郡司としては膳臣もいるが、[4] 膳氏の江沼進出は欽明朝(六世紀)以後であるし、国名を負うのが江沼臣であるところからみて、おそらく南加賀きっての大族であったのだろう。ところでその墳墓とより考え

ようのない狐山古墳から推察すると[5]越前や畿内・西日本の国造級の地方豪族よりは小勢力であったらしい。しかし江沼郡内では他に比較するものがなかったようである。そして加賀郡の道君とはちがって早くから大和朝廷側の豪族であったことは、欽明朝の高麗使来朝事件からも推測することができる。さらに片山津遺跡は狐山古墳から四粁と離れていない。加賀越前の豪族のなかでは、もっとも近い距離にあるものである。この地はまさにその勢力下の地域内にあったとしてよかろう。こうしたことから江沼臣は片山津玉造部の管理者から出て大をなした豪族と考えられないことはない。皇室に近い傾向のあることも、なおそう思わしめる。しかし現存史料の限りでは、江沼臣が伴造系の豪族であったという証拠はない。むしろそうではなくて典型的な国造型の地方首長として成長していったもののようである。[6]しかしこれについては、最初は玉造部の伴緒であったのが、五世紀末ごろから以後玉の製作をやめて田部となったから、国造的なタイプの地方豪族としての姿をとるようになったのではないかといわれるかもしれない。しかしこれはどうも無理な解釈である。権力とのつながりに非常に敏感な畿内の豪族ですら、時代に対応して豪族としての性格を変更することがいかに困難であったかは、古代政治史の明示するところである。簡単に国造系豪族が伴造系豪族になったり、伴造系が官司系のものになり得るほど、古代豪族は単純な根の浅いものではなかった。こうして考えてくると、玉造部に関与しなかったという積極的な証拠もないが、しかしその可能性があるというほどにはいえないのではなかろうか。かりにあったとしても、筆者には、阿須波臣や三国公のさきの豪族に想定したものより、はるかに薄いように思う。

〔註〕

(1) 越前国正税帳（大日本古文書㈠三七―八・四七一頁）越前国郡稲帳（同㈡二七三―二八〇頁）。
(2) 「続日本紀」宝亀九年十二月丁亥条、「大日本古文書」㈣二、㈣一五四・一九四、㈤一九六頁。
(3) 「日本書紀」欽明天皇三十一年条。
(4) 註(1)参照。

(5) 拙稿「大化前代の地方の政治勢力(一)・(二)」金大法文論集哲史篇七・八号。

(6) 江沼臣は地名を名としていて部名・職名を名としていない。ただ正倉院文書に、東大寺写経所に出仕している経師に江沼首塩万呂というのをのせている（大日本古文書㈣三六頁）。首という姓はいうまでもなく地方の小伴造の一般的姓である。奈良時代の文献にあらわれる江沼氏の一族と思われるものは七四名あるがほとんど江沼臣か江沼臣族であって、首姓は塩万呂一人である。しかもその地位は白丁の一経師にしかすぎない。これをもって江沼氏の全体を性格づけるのは危険である。またかりに伴造の名残りであったとしても、その職能が玉造であったという必然性はない。

むすび

片山津玉造部を管掌する首長について、いろいろに考えながら中央・地方にこれを求めたのであるが、ついにこれを決定することはできなかった。わずかに一縷の可能性を二、三の地方豪族に無理に比定したにすぎない。かくてこの遺跡の政治史的な考察をしようとした当初の目標は、残念ながら達成することはできなかった。おそらく筆者の未熟がそうさせたのであろうが、いまのところ浅学の身としてはいかんともしがたい。(1)

ただこの小論を終えるに当って、次の二つのことをのべて結びに代えたい。その一つは、いままでは記紀にみられる玉作部が、果して古墳時代前期に成立していたかどうか不明であった。ただそうした機構がなければおかしいと考えられているにすぎなかった。しかし片山津玉造遺跡の発見と調査は、上来の拙論でもわかるように、大和朝廷の玉作部は少くとも五世紀初頭までには成立していたことを示すものといえる。すなわち、大和朝廷による統一事業の開始とともに、この部の実体も形成されはじめ、西日本を中心とする統一の段階に達するころには、明確に部として成立していたことを実証するものといえる、ということである。

その二は、玉の製作技術は、自主的な発展をしなかった。また朝廷はその必要をも認めなかった。むかしのままの技術で作られたものを貢納されさえすればよかったようである。かなり大規模な玉造集落であるのに短い期間で消滅

していること。正確にいえば、集落そのものはかなり後まで存続したらしいのに、玉の製作をやめていることは—碧玉製腕飾の必要がなくなったからであるが—、あれほどの技術を新方面へ適用するとか、さらにそれを発展せしめる意向がなかったことも同時に意味しているとせざるを得ない。土師部に対して陶部が生れ、鍛冶部に対して韓鍛冶部が作られるような事情は、玉作部には存しなかったといわねばならない。これは片山津の玉と出雲の玉を比べれば一目瞭然である。とともに、こうした志向は玉造部の部民にも存しなかったのであろう。これは古代の社会構造と支配体系に起因することであろうが、単に理論的にそういったことがいえるだけでなく、(2) 片山津玉造集落が相当の規模でありながらも、また動乱があったという証拠がないにもかかわらず、六世紀以前に消滅していることがよくこのことを具体的に示している、ということである。

〔註〕

(1) ところで、玉造遺跡についてはまだまだ多くの問題がある。例えばいかなる形態で生産が行われたのであるか。分業形態なのか。未分業なのか。未分業とすればどの程度で、どの方向にむいていたのか。また集落そのものはどういう形態であったのか。古代史上やかましい親族共同体とか世帯共同体とか古代家族とかについて、この遺跡はどのような問題をなげかけるのか。彼等の信仰と生活については、いったいどう考えられるかなど。しかし残念ながらここではこういった問題については、ついに一言も触れることができなかった。いずれ別の機会に譲りたいと思う。

(2) 河出書房「日本歴史大辞典」部の項で、門脇禎二氏はこのことを要領よく説明している。

補記

小論は、大場磐雄博士監修の「玉造遺跡の研究」所収の拙稿「古代豪族と玉造部」を補訂したものである。前稿は既に一昨年脱稿し大場博士のもとで編集済みのものであったが、いろいろの事情で発表の時期が全く逆になってしまった。前掲書公刊の際に併せて参照願えれば幸いである。なお本稿は昭和三七年度金大法文の機関研究「北陸地方の歴史的社会的調査研究」の分担者としての研究報告の一部である。